

筑北村特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成31年4月1日

1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

筑北村では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び筑北村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年筑北村条例第39号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号利用法及び筑北村個人情報保護条例（平成17年筑北村条例第15号。以下「個人情報保護条例」という。）においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、特定個人情報等の取扱いに関する管理体制、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、特定個人情報等の適正な取扱いを確保する。

2. 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱うものとする。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集、利用、保管、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号利用法及び番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集、利用、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は、速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先（再委託先を含む。）において、番号利用法及び個人情報保護条例に基づき村自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

取扱規程等を継続的に見直し、安全管理措置の改善に努める。

3. 問い合わせ先

総務課総務係 電話：0263-66-2111